

# 山口県報

令和3年  
5月14日  
(金曜日)

## 目次

○告示	二
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	二
保安林指定の解除(周防大島町)(森林整備課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	一
道路の供用の開始(道路整備課)	二
○公告	二
契約の締結(税務課)	二
特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課)	二
土地改良区役員の届出(農村整備課)	三
県営後谷地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)	三
○公安委公告	三
一般競争入札の実施	三

## 山口県告示第百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称  
下関市豊北町土地改良区

認可年月日  
令和三年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

## 山口県告示第百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和三年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 解除に係る保安林の所在場所  
大島郡周防大島町大字西方字割石一〇五五〇の九
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

## 山口県告示第百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和三年五月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道  
路線名 光柳井線  
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
熊毛郡田布施町大字下田布施字風呂 ノ本四〇四の四地先から 同郡同町大字波野字由免二一九九 の一七地先まで	新	旧	最狭 二〇・四	五四九・〇	
	最狭 二七・一	最狭 一六・〇	五四九・〇		

道路の種類  
路線名  
道路の区域

防府市大字上右田字山ノ口九九〇の 一地从先から 同市 同大字字山辺一五五の二地先 まで	防府市大字上右田字山ノ口九九〇の 一地从先から 同市 同大字字山辺一五五の二地先 まで	防府市大字上右田字山ノ口九九〇の 一地从先から 同市 同大字字山辺一五五の二地先 まで
敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
延長 (メートル)	延長 (メートル)	延長 (メートル)
備考	備考	道路改良工事の 完了による。

道路の種類  
路線名  
道路の区域

熊毛郡田布施町大字下田布施字南木 村三二六六の二地从先から 同郡 同町 同大字字高津布施三 四四七の七地先まで	熊毛郡田布施町大字下田布施字南木 村三二六六の二地从先から 同郡 同町 同大字字高津布施三 四四七の七地先まで	熊毛郡田布施町大字下田布施字南木 村三二六六の二地从先から 同郡 同町 同大字字高津布施三 四四七の七地先まで
敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
延長 (メートル)	延長 (メートル)	延長 (メートル)
備考	備考	備考

道路の種類  
路線名  
道路の区域

熊毛郡田布施町大字麻郷字西浜三二 〇四地从先から 同郡 同町 同大字字松崎二二六 八の六地先まで	熊毛郡田布施町大字麻郷字西浜三二 〇四地从先から 同郡 同町 同大字字松崎二二六 八の六地先まで	熊毛郡田布施町大字麻郷字西浜三二 〇四地从先から 同郡 同町 同大字字松崎二二六 八の六地先まで
敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
延長 (メートル)	延長 (メートル)	延長 (メートル)
備考	備考	備考

山口県告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年五月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
防府市大字上右田字山ノ口九九〇の一地从先から 同市 同大字字山辺一五五の二地先まで	防府市大字上右田字山ノ口九九〇の一地从先から 同市 同大字字山辺一五五の二地先まで	令和三年五月十五日



(二三七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和三年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
ペイジー収納等の拡大に伴う税務システム改修業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和三年四月二十一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎二丁目二番一号
- 六 契約金額  
三千九百六十八万八千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(一三八) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和三年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 特別保護地区の名称

江汐鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

江汐鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二一ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、野鳥を観察する場所として広く利用されている都市公園を有し、オシドリ、メジロ、カイツブリ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和三年五月十四日から同月二十七日まで

六 縦覧の場所

山口県美祢農林水産事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(一三九) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和三年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名称

理事の別 氏 名 住 所

千田郷土地改良区

監 事 林 央 光市大字東荷二一七七

(一四〇) 県営後谷地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営後谷地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営後谷地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年五月十七日から同年六月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年五月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

交通信号灯器 八六二台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和三年九月十日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和三年山口県告示第四十七号）に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和三年五月十四日から同年六月二十五日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課  
入札説明書及び仕様書の交付  
山口県警察本部警務部会計課において交付する。

四 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和三年六月二十四日午後三時（入札書を持参する場合は、令和三年六月二十五日午後一時三十分）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階 交通部会議室

(二) 日時

令和三年六月二十五日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年六月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課（電話〇八三一九三三―〇一〇〇）にお問い合わせください。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: 862 Traffic lights

(3) Delivery period: September 10, 2021

(4) Delivery place: The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Traffic Regulation Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. June 24, 2021 (If brought in person: 1:30 P.M. June 25, 2021)

令和三年五月十四日  
発行

発行人

山口県知事